

原議保存期間	5年(令和3年3月31日まで)
有効期間	一種(令和3年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁刑事部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁組一発第622号
令和7年11月18日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

マンション管理適正化支援法人からの暴力団排除の推進について（通達）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）において、マンション管理適正化支援法人（以下「支援法人」という。）の制度が新設されたことに伴い、国土交通省は、別添1「マンション管理適正化支援法人の登録等の手引き」のとおり、法の規定に基づく支援法人の申請基準に暴力団排除条項を整備した。

各都道府県警察にあっては、都道府県等（市及び特別区を含む。以下同じ。）との緊密な連携の下、支援法人からの暴力団排除の推進に努められたい。

なお、本件に関しては、国土交通省住宅局から別添2「マンション管理適正化支援法人からの暴力団排除の推進について（通知）」（令和7年11月18日付け国住参マ第194号）が発出されているので、参考とされたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 法人であって、その代表者又は役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県警察の対応

- (1) 照会に対する回答

支援法人への申請を行う法人（以下「申請法人」という。）等の代表者及び役員が、1の排除対象者に該当するか否かについて確認する必要が生じた場合は、都道府県等の支援法人の登録を主管する課（以下「支援法人登録主管課」という。）の長（以下「支援法人登録主管課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（令和6年2月26日付け警察庁丙組組一発第26号）に基づき、

適切に対応すること。

なお、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、2(1)による照会以外で、支援法人の代表者又は役員が1の排除対象者であると認めた場合は、支援法人登録主管課長に対し、速やかに通知すること。

なお、文書により通知する場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

3 保護対策

支援法人登録主管課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別記様式、別添は省略